

審議会等の会議結果報告

1 会議の名称	令和6年度第1回津市環境審議会
2 開催日時	令和6年7月29日（月） 午前10時から午前11時30分
3 開催場所	津市本庁舎 8階大会議室A
4 出席した者の氏名	（津市環境審議会委員） 塚田森生、北村早都子、猪岡貴光、岡山佳代子、小野豊和、笥晴、金子聡、木原剛弘、佐藤忠利、高山幸憲、津田由美子、中井宏文、畑井育男、松岡浩二、森秀美 （事務局） 環境部長 辻岡賢二 環境施設担当理事 格嶋淳夫 環境部次長 岡則幸 環境政策担当参事（兼）環境政策課長 西川直希 環境施設担当参事（兼）環境施設課長・リサイクルセンター所長・一般廃棄物最終処分場所長 今井一則 環境政策課 地域脱炭素推進担当副参事 吉田和司 環境保全課長 伊藤伸一 環境保全課 空地・空家等連絡調整担当副参事 前田健 環境事業課長 小橋毅 環境施設課 建設担当副参事 前納秀光 環境施設課 ごみ焼却・し尿処理施設担当副参事（兼）西部クリーンセンター所長・クリーンセンターおおたか所長・安芸・津衛生センター所長 今井直樹 林業振興室長 藤田昌也 上下水道事業局下水道工務担当参事（兼）下水道工務課長 長谷和哉 農林水産政策課農業振興担当主幹 中西智徳 環境政策課調整・企画管理担当主幹 小林淳子 環境政策課主査 別所真紀 環境政策課主事補 小西可純

5 内容	(1) 津市環境基本計画 令和5年度年次報告書について (2) その他
6 会議の公開・非公開	公開
7 傍聴者の数	0人
8 担当	環境部環境政策課企画管理担当 電話番号：059-229-3139 E-mail：229-3139@city.tsu.lg.jp

議事の内容 下記のとおり

事務局（小林）	お待たせいたしました。定刻になりましたので、只今から、令和6年度第1回津市環境審議会を開催いたします。 委員の皆様には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、ありがとうございます。審議に入るまでの間、進行役を務めさせていただきます、環境政策課の小林と申します。よろしくお願いいたします。 はじめに、人事異動によりまして新たに環境審議会委員に就任されました方をご報告申し上げます。 「津安芸農業協同組合管理部長 佐藤忠利様」でございます。
佐藤委員	よろしくお願いいたします。
事務局（小林）	「環境省中部地方環境事務所環境対策課長 猪岡貴光様」でございます。
猪岡委員	よろしくお願いいたします。
事務局（小林）	「三重県環境生活部環境共生局次長 中井宏文様」でございます。
中井委員	よろしくお願いいたします。
事務局（小林）	「津市社会福祉協議会事務局長 松岡浩二様」でございます。
松岡委員	松岡でございます。よろしくお願いいたします。
事務局（小林）	皆様、どうぞよろしくお願いいたします。 なお、本日、所用により、「日本板硝子株式会社津事業所事業所長 江口裕之様」、「獣医師 橋爪俊裕様」、「公募委員 藤本和弘様」、「三重大学大学院生物資源学研究科教授 木村妙子様」、「津市自治会連合会副会長 太田増一様」におかれましては、欠席とのご報告をいただいております。 それでははじめに、会議の開催にあたりまして、環境部長から挨拶させていただきます。

環境部長	はい、改めまして皆さんおはようございます。環境部長をさせていただきます、辻岡と言います。どうぞよろしくお願いします。 本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には、日頃から環境行政の推進に格別のご配慮ご協力を賜っておりますこと、重ねてお礼申し上げます。 さて、今年はですね、今までになかったような体温越えの気温が、毎日のように出ております。今日も予報では、津市の気温がですね、38℃になるという予報でございます。百葉箱の置いてあるところは、百葉箱、あの白色の箱に入っておって、下は芝生で、風通しのよいところに置いてあるというようなことでございます。その百葉箱で38℃ということで、本当にアスファルトの上やったらどうなるのかなというような思いでございます。 そのような中ですね、国も熱中症予防がですね、十分に、まだまだ浸透していないということから、法的な裏付けのある積極的な対策の実施が必要であるとして、本年4月1日、気候変動適応法の改正を行いました。毎日のように発表されております熱中症警戒アラートより、さらに危険であることを位置付ける、熱中症特別警戒アラートを創設いたしました。熱中症特別警戒アラートとは、過去に例のない危険な暑さとなり、人の健康に係る重大な被害を生じる恐れがあるもので、全ての方に危険な暑さから命を守ってください、というレベルでございます。熱中症特別警戒アラートは前日の午後2時に発表されます。翌日は外出をせずに、自宅等のエアコンの効いた涼しい環境で過ごしてくださいと、環境省の方から発表されますので、周りのですね、高齢者、乳幼児等の熱中症にかかりやすい方がみえましたら、そういう環境で過ごしているのか確認をしてあげていただきたいと思います。また、イベント等を主催してみえる方は、中止の判断をしていただく必要もあるかと思います。 そこでですね、テレビ等のマスコミが報道しているクーリングシェルターなんです、津市も60の公共施設を指定しております。クーリングシェルターは台風とかで避難指示が発令された時のように、避難してください、ここへ逃げてきてください、というような場所ではございません。テレビとかでも紹介されているのですが、ある商業施設がですね、“ここへ逃げてきてください。ジュースも差し上げます。”じゃないんですよね。基本的に外出したらだめなんです。お家のエアコンが壊れているとか、やむを得ない理由で外出してしまったとか、そういう理由で使う施設でございますので、誤解なさないようにお願いいたします。 さて、本日の環境審議会につきましては、津市環境基本計画の令和5年度の年次報告をさせていただきます。実績、課題等についてのご意見をいただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いします。
事務局（小林）	ありがとうございます。会議に入ります前に、事務局の職員を紹介させていただきます。 （以下、事務局紹介） それでは、審議に入ります前に、お手元に配布してございます、本日の

	会議資料の確認をお願いしたいと思います。 まずはじめに、本日の「事項書」でございます。次に、「津市環境審議会に係る意見シート」でございます。次に、「津市地球温暖化対策実行計画令和6年3月改定」でございます。そして、郵送いたしました、「津市環境基本計画 令和5年度年次報告書」の以上4点でございます。よろしいでしょうか。また、新しくご就任いただきました委員の皆様には、「津市環境基本計画」と「計画の中間見直し」の2冊配布させていただきましたので、よろしくお願いいたします。 続きまして、会議の成立についてご報告申し上げます。津市環境基本条例第20条第2項におきまして「審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。」と定められております。本日、20名の委員のうち15名の委員にご出席いただいておりますので、会議が成立していることをご報告いたします。 当審議会につきましては、津市情報公開条例第23条の規定に基づき、公開することとし、一般市民の方の傍聴席を設けるとともに、会議の結果につきましても、会議の議事録といたしまして、発信者の氏名を含め、公開することとなりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。会議の議事録につきましては、津市のホームページ上で公開させていただきますのでご了承ください。 それでは、津市環境基本条例第20条により、会長が議長を務めていただくことになっておりますので、ここからは、塚田会長に議事進行をお願いいたします。よろしくお願いいたします。
塚田会長	はい、こんにちは塚田です。 それでは、環境基本条例の規定によりまして、議長として会議を進行させていただきます。よろしくお願いいたします。 まずですが、本日の会議の議事録署名人を指名させていただきたいと思っております。お二方、一人目が岡山佳代子委員。
岡山委員	はい、よろしくお願いいたします。
塚田会長	よろしくお願いいたします。
塚田会長	もう一方、津田由美子委員。
津田委員	よろしくお願いいたします。
塚田会長	もうお受けいただいたようですけど、他の方よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)
塚田会長	はい、ありがとうございます。それでは、岡山委員、津田委員よろしくお願いいたします。 本日の審議事項、一点だけ計画されています。事項1「津市環境基本計

環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	画 令和５年度年次報告書について」でございます。事務局の方から説明をお願いいたします。 はい、環境政策課長の西川でございます。平素は市の環境施策の推進にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。 それでは、令和５年度の環境施策の取組について、ご説明いたします。 すみません、お手元のですね、「津市環境基本計画 令和５年度年次報告書」をご覧ください。令和５年度は、津市環境基本計画、計画期間平成３０年度から令和９年度の６年目でありました。お手元の「津市環境基本計画 令和５年度年次報告書」は、環境基本計画と環境基本計画実行計画に沿って、令和５年度の取組結果を整理いたしております。報告書の後半は、以前の環境基本計画の期間中からのデータを積み上げた資料として整理しています。また、時間の都合上、内容を割愛して説明させていただきます。 すみません、それでは、各施策における主な取組結果をご説明いたします。まず、《環境目標１》「自然と調和した恵み豊かな環境」への取組でございます。 年次報告書４ページをお願いいたします。（１）自然環境の保全《山と川と海のネットワークの推進》でございます。 新雲出川物語推進委員会が主体となって、雲出川流域の環境保全を目的とした様々な事業が実施されました。主なものとして、美杉地域での雲出川一斉清掃には７２名、香良洲海岸清掃活動には１７５名、白山地域でのリバーパーク真見エコウォークには１８０名の参加があり、清掃活動を通じて自然に触れるとともに、交流の輪を広げることができました。また、環境保全活動のリーダーを養成することなどを目的として開催された環境基礎講座には１７名の参加がありました。他にも、一志町波瀬地区と美杉町八手俣地区で植樹を行うなど、様々な取組を行いました。 プラットフォームを活用したエコサークル事業としては、津市エコサークルの解消に伴い、津市エコサークルに加入していた４団体全てが「津市地域脱炭素推進プラットフォーム」へ参画いただきました。開設記念キックオフイベントには４団体全てが、２０５０カーボンニュートラルミーティングには２団体に参加いただき、他の参加者との意見交流等が行われております。 現状等を踏まえた今後の取組としては、今後も、山と川と海のネットワークを推進し、雲出川流域の豊かな自然環境を情報発信するとともに、本市の豊かな自然を次世代へ継承していくため、市民・ボランティア団体・事業者・行政機関など、環境保全活動に取り組む各主体の連携を促進してまいります。また、参画者同士の情報交換や連携を促すための２０５０カーボンニュートラルミーティング、日頃の活動報告の場となるつ・環境フェスタ等のイベントの機会を設けます。 すみません、次に８ページをお願いします。《里地・里山・里海の保全》でございます。 里地・里山・里海を守っていくために、市民の皆様がそれらの自然に触れ、その重要性を実感していただくことが大切であることから、「自然体
------------------------------------	---

験ウォークラリー」などの自然学習イベントを開催いたしました。自然学習イベントには、全部で239名の参加があり、市民の皆様の自然環境に対する意識の向上につながることができました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、里地・里山・里海が私たちにとって豊かな恵みをもたらす大切な財産であることを自然学習イベントを通して情報発信し、環境の意識が向上されることで、環境保全に繋がっていくよう努めてまいります。

次に10ページをお願いします。《森林環境の保全》でございます。

強い森林づくり促進事業や森林環境創造事業により、間伐等を促進して森林の持つ多面的機能の発揮を促すことができました。

森林環境譲与税を活用し、森林経営管理事業として、森林の経営や管理に関しての意向調査、森林境界の明確化を実施し、間伐による未整備森林の解消を進めました。

12ページをお願いいたします。みえ森と緑の県民税市町交付金の活用の一つとして、森林の機能や林業に対する理解を深めてもらうため、夏休み森と緑の親子塾やまるごと林業体験などを開催いたしました。これらの体験学習会には67名の参加があり、森づくりの大切さを知っていただく機会となりました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、引き続き森林の保全に関わる様々な事業を行い、森林が持つ多面的機能が発揮されるよう努めていくとともにですね、森林経営管理事業を通じて、未整備森林の解消を図ってまいります。

すみません、次に14ページをお願いいたします。《農地環境の保全》でございます。

農業に携わる人の高齢化等による農業離れに歯止めをかけるため、就農希望者や農業に関心のある人を対象とした市民農業塾を開催し、担い手の育成を図りました。

さらに、農業次世代人材投資資金事業及び新規就農者育成総合対策事業の活用により、新規就農者の意欲喚起と就農後の定着が図られるよう努めました。

また、耕作放棄地化の抑制や担い手に対する農地の面的集積の取組などを支援し、効率的かつ安定的な農業経営者の育成に取り組みしました。

16ページをお願いいたします。現状等を踏まえた今後の取組としては、市内の農林水産物の魅力を伝えるため、生産者や事業者と連携した情報発信を推進してまいります。また、各事業の活用を通して、新規就農者・担い手の育成や農地集積・集約化等を支援することで、農業経営基盤の安定化を図るとともに、農業・農村の多面的機能を発揮させ、国土保全・資源かん養に努めてまいります。

すみません、次はですね、《環境目標2》「資源が循環する社会環境」への取組でございます。

17ページをお願いいたします。(1) 資源循環の推進《3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進》でございます。

家庭から排出されるごみのうち、生ごみの減量化・たい肥化に取り組んでいただくよう、生ごみ処理機等購入補助金交付事業を実施し、18ペー

ジにありますように、208基の補助金申請がありました。また、生ごみ処理機を貸し出し、その効果を体験してもらう生ごみ処理機貸与事業では、52名の申し込みがありました。

子ども達に資源循環への関心を持ってもらうため、小学校の給食残渣を回収し、たい肥化し、肥料を小学校の花壇等で活用してもらう「くるりんフード事業」や、市内49の小学校や公共施設13施設で、燃やせるごみとして排出されがちな、お菓子などの空箱等を回収する場を設置し、そこで回収した紙をリサイクルしたトイレットペーパーを小学校等へ配布する「くるりんペーパー事業」を実施いたしました。

容器包装プラスチックの資源分別を促進するために、令和6年度公表の新たなごみ分別ガイドブックに掲載する、容器包装プラスチックの適正な排出を促すページの作成や、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」で汚れた容器包装プラスチックの洗い方に関する動画を紹介いたしました。

すみません、23ページをお願いいたします。その他さまざまな取組を実施しましたが、令和5年度の1人1日当たりのごみの排出量は984gで前年度と同量となりました。一方、ごみのリサイクル率については、令和5年度は20.6%で前年度の22.1%に比べ1.5ポイント下がっております。

現状等を踏まえた今後の取組としては、環境だよりや市ホームページ、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」などで啓発を継続するとともに、環境イベントの開催時やごみダイエット塾などの機会を捉え、生ごみの水切り、たい肥化、容器包装プラスチックの適正な排出、「地元の掲示板 ジモティー」の利用による不用になった物の再利用等について啓発し、ごみの減量・減容化や資源化に対する意識の向上に努めてまいります。

すみません、次に25ページをお願いいたします。《ごみの適正分別と収集》でございます。

ごみ一時集積所にごみを排出することが困難な場合で、対象となる要件を満たす世帯を対象に、日常的に発生するごみを戸別収集する「津市ごみ出しサポート収集事業」が令和6年4月1日から開始されるにあたり、申請受付を令和5年10月25日から開始し、令和5年度末時点で20世帯の申請がございました。

また、大きな家具などをごみ一時集積所等まで運ぶことが困難な場合で、対象となる要件を満たす世帯を対象に、「大型家具等ごみ出し支援事業」を行い、令和5年度は656世帯の申請を受け、1,676個の大型家具を収集いたしました。

適正なごみの分別方法・出し方については、環境だよりやごみ分別アプリ「さんあ〜る」、ごみダイエット塾や小学校環境学習等を通じ、啓発を行っております。

27ページをお願いいたします。現状等を踏まえた今後の取組としては、「大型家具等ごみ出し支援事業」の啓発の継続及び安定的なサービスの提供を行います。「津市ごみ出しサポート収集事業」については、要件に該当する世帯が想定より少なく、また関係機関からの要望を受け、令和6年8月1日から要件緩和を行います。引き続き制度の内容について検討してまいります。また、適切なごみ分別方法・出し方については、環境だ

よりや市ホームページ、ごみ分別アプリなどを活用した情報発信を行うとともに、小学校での環境学習や地域へ出向いて行うごみダイエット塾などは子ども達や地域の方の関心も高いことから、引き続き活動に取り組んでまいります。

すみません、次に30ページをお願いいたします。(2) 地域における脱炭素社会の実現《再生可能エネルギーの利用促進》でございます。

令和5年度の新エネルギー利用設備設置費補助金交付実績は、太陽光発電システムは92件、エネファームは79件となりました。

また、再生可能エネルギー利用施設の整備に関して、国及び県が策定したガイドラインを基に、事業者等に助言及び指導を行いました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、新エネルギー利用設備設置費補助金は令和5年度より補助対象機器を拡大し、定置型蓄電池、電気自動車等充給電設備V2Hを追加いたしました。引き続き、補助対象機器の見直しや制度の在り方を検討いたします。また、公共施設への再生可能エネルギーの導入は、本市の事務事業における温室効果ガスの排出量の削減に繋がるため、施設等の管理部局に対し、積極的に設置を推進いたします。

次に32ページをお願いいたします。《温室効果ガスの削減対策の推進》でございます。

温室効果ガスの排出量削減に向け、つ・環境フェスタや環境学習講座、夏休みこどもエコチャレンジなどを通じて啓発を図りました。

令和5年3月に運用を開始した「津市地域脱炭素推進プラットフォーム」には令和5年度末時点で事業者43者、団体14者、個人3者に参画いただいております。「津市地域脱炭素推進プラットフォーム」の取組として開催した2050カーボンニュートラルミーティングでは参加者同士の脱炭素に関する取組や価値観を共有いたしました。また、「津市地域脱炭素推進プラットフォームポータルサイト」において脱炭素に関する情報提供を行いました。

すみません、34ページをお願いいたします。現状等を踏まえた今後の取組としては、引き続き環境イベントや環境学習講座などを通じた啓発を行うとともに、「津市地域脱炭素推進プラットフォーム」を効果的に活用し、脱炭素に資する取組の情報提供を行うことなどを通して、目標とする温室効果ガスの排出量削減を目指します。

すみません、次は、《環境目標3》「快適で暮らしやすい生活環境」への取組でございます。

38ページをお願いいたします。(1) 衛生的な生活環境の保全《空き地・空き家等の適正管理》でございます。

空き地・空き家対策として、広報津や環境だより、市ホームページでの啓発や、地域包括支援センターや在宅介護支援センターに協力を依頼し、チラシ配布等を行いました。また、空き家無料相談会では98件の相談があり、専門家によるアドバイスを行うことができました。

適正に管理されていない空き家については、令和5年度末時点で改善に向け対応中の特定空き家等が122件、特定空き家等以外が177件となりました。所有者等への改善依頼、及び空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づく助言・指導・勧告を行い、改善に向けて取り組みました。

すみません、40ページをお願いいたします。現状等を踏まえた今後の取組としては、空き地・空き家等の発生抑制、適正管理の意識の醸成を図るため、広報津や環境だより、市ホームページなどを利用し、継続した啓発をしていきます。また、空き家の所有者に対する無料相談会を実施するほか、市役所においてはワンストップで対応できる常設の相談体制を整備したことの啓発を行うとともに、関係団体とより一層連携を図り、所有者からの空き家に関する専門的な相談に対応してまいります。

令和5年度中に特定空家等は25件、特定空家等以外の空き家は57件が解体、補修等により改善されました。今後におきましても、危険な空き家に関する相談などに対して、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者等へ適正に指導等を行い改善に努めてまいります。

次に41ページをお願いいたします。《愛護動物の適正飼養》でございます。

獣医師に犬登録鑑札及び狂犬病予防注射済票の交付に係る業務を委託するなど、飼い主の利便性を高めることで、犬登録や狂犬病予防注射の実施率の向上を図りました。

また、ペットの適正飼養・終生飼養、及び動物愛護に関する啓発をするための広報津への掲載やチラシの配布、42ページにあります、三重県が実施するTNR活動への協力などにより、生活環境への影響の抑制に努めました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、犬登録・狂犬病予防注射の必要を啓発していくとともに、動物病院における接種を啓発・促進することで、飼い犬の総合的な健康管理の意識の醸成を図りながら狂犬病予防注射の実施率の向上を目指します。また、愛護動物の適正飼養・終生飼養、及びTNR活動について、今後も三重県、あすまいる、津保健所と協力して、将来的に殺処分ゼロ及び市民の皆様の相談・苦情の軽減に取り組んでまいります。

次に47ページをお願いいたします。《生活排水対策》でございます。

公共下水道供用開始地域の公共下水道接続を促進するため、水洗便所改造費助成金などの各種補助等事業を実施し、水洗化率の向上を図りました。

また、公共下水道供用開始地域となって3年以上経過する未接続世帯に対し、パンフレットを配布するなど啓発活動を行いました。

48ページをお願いいたします。市営浄化槽事業による合併処理浄化槽の設置と維持管理を行うとともに、合併処理浄化槽の新規設置、単独処理浄化槽やくみ取り便槽からの転換に対して補助金を交付する浄化槽設置整備事業補助金交付事業を実施し、合併浄化槽の普及を図りました。

現状等を踏まえた今後の取組としては、公共下水道への接続を促進するための補助制度や融資制度を継続して行うとともに、広報津等で各種補助制度の啓発を実施し、さらなる下水道への接続、水洗化率の向上に取り組んでまいります。また、市営浄化槽事業や浄化槽設置整備事業補助金交付事業を推進することにより、公共用水域の水質改善を促進してまいります。

すみません、次に51ページをお願いいたします。(2) やすらぎを感じ

	る生活空間の形成《緑の保全・創出と水辺環境の保全》でございます。 52ページをお願いいたします。生け垣緑化用苗木の配布事業や記念樹配布事業による苗木の配布、津市民緑と花の市の開催により、地域緑化・家庭緑化の促進をすることができました。 緑化・美化運動では、自治会や市民団体等170団体に対し、苗木や花苗、肥料等を支給し、緑豊かなまちづくりに取り組みました。 都市計画公園の整備事業として、香良洲地区の北エリアにおいて津波発生時の一時避難場所として利用できる香良洲高台防災公園の整備、岩田池公園では利便性及び景観を向上させるため、サブエントランス及び園路の整備を引き続き実施いたしました。 54ページをお願いいたします。既存公園の公園施設長寿命化対策事業として19の公園で29の遊具の更新等を行いました。 現状等を踏まえた今後の取組としては、生け垣緑化用苗木の配布事業や記念樹配布事業、緑化・美化運動などを継続して行うことで地域や家庭の緑化を推進し、緑化・美化意識の向上を図ってまいります。また、都市計画公園の整備について、香良洲高台防災公園は令和6年度の完成を目指し、引き続き事業を推進するほか、岩田池公園においても現在着手しているサブエントランス及び園路の整備を進めてまいります。既存公園においては、引き続き計画的に遊具等の更新を行い、公園施設の機能を適正に管理することで、利用者の安全・安心に努めます。 以上が、環境基本計画の「第4章 めざす環境像に向けた施策の展開」に取り組んでいく施策として掲げた施策、環境目標1から3に対しての令和5年度の主な実績でございます。 61ページ以降は、環境基本計画の実現に向けて、市民の皆様に環境に対する意識を更に持っていただくために取り組んだ施策でございます。 また、資料編につきましては、以前の環境基本計画の計画期間からの実績を積み上げたものでございます。時間の都合上、説明は割愛させていただきます。 以上、環境基本計画の6年目である令和5年度の主な取組結果でございます。委員の皆様には、PDCAサイクルのアクションに向けた視点で、市としての今後の取組について、ご意見を頂戴できればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。
塚田会長	はい、ありがとうございました。 只今、事務局から「津市環境基本計画 令和5年度年次報告書」について報告・説明がありました。ご意見、ご質問ございますか。挙手をお願いいたします。 じゃあ、岡山委員お願いします。
岡山委員	今年から導入していただきました、ごみの収集に困難な方のごみの収集日を設けていただき、4月1日から実施ということでしていただいております。実は私も非常にこのことに対して興味を持ちまして、ありがたく思っている一人なんです。最近、一番最初、紙として拝見させていただいたときは、要介護3と書いてございました。最近ホームページを拝見させ

	ていただきますと、要介護2というふうになっておりまして、この8月1日から緩和して、また募集、それから申請受付という形のお話をいただいたと思うんですけども、こちらのことにつきまして、もうちょっと詳しく、8月1日からの募集要件とかそういうようなもの、それから「さんあ〜る」に書いてございました、この件につきましては、31ページの、これは4月のガイドブック、新しくできましたガイドブックにも掲載されているということで、その4月の方も要介護3の方になっているんじゃないかと思われますので、そういうことをちょっと考えまして、もうちょっと詳しくご説明いただけたらありがたいと思うのですが。申し訳ありません。
塚田会長	では事務局お願いします。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	はい、環境政策課長の西川でございます。 ごみ出しのですね、戸別収集について、ご意見というか、ご質問をいただきました。この令和6年の4月1日からですね、おっしゃられるように、まず要介護3の方で、単身ですね、家族が見えない方、ごみ出しができない方、それとヘルパーさんを利用されているということを条件にですね、4月1日から戸別収集を開始いたしました。当初、去年の10月末ぐらいからですね、募集を始めたところですね、募集が20世帯ということと、要介護3ではですね、なかなかもう一人でですね、単身で要介護3の方というのはなかなかみえないとか、そういったいろいろご意見をいただきまして、この8月1日からですね、3日後からですね、要介護、この部分を2という形にさせていただきまして、既にもう募集はかけておりましてですね、20名ぐらいかな、また増えておりましてですね、8月1日からさせていただきます。要件を変えたのはですね、要介護3から要介護2になるという部分とですね、あと単身世帯であるとか要は、あとごめんなさい、要介護3と、あと肢体不自由の方とかですね、そういった障がいをお持ちの方が元々入ってましてですね、そのへんは変えてないんですが、世帯で高校生以下、例えば障がいのある方とお子様がみえてですね、前まではそのお子様がみえとったら単身ではないという形であれをしとったんですけども、18歳以下の方がみえる場合でもですね、それも含めるという形で要件を緩和してですね、8月1日からですね、始めさせていただこうと思っております。 今後ですね、その部分でもまだ要件等々がですね、ごみのなかなか、困難者ですね、出される方がみえる部分に関してまだあると思いますのでですね、また意見を聞きながらですね、今後ちょっと要件等また考えていきたいと、そのように思っております。
岡山委員	ちょっとよろしいでしょうか。
塚田会長	はい。
岡山委員	ありがとうございます。あの、今お話し伺いまして、そちらの方の周

	知といいますか、私一人ここで聞きましてもなんともならんことではないかと思うんですが、この後8月1日の今20名、増えているんだというふうなお話し伺いました。この後、暑い季節から寒くなる季節へ移るわけでございますけれども、そういうふうな中で、周知の啓発なり、ご連絡というか、広報に載せていただくんですね、それから「さんあ〜る」の、今も申しあげましたように、載っておりますのは要介護3というふうになっておりました。私も新しく始まりましたガイドブックですね、ちょっと拝見しておりません、31ページということでございますので、どちらに行ったらいただけるのかな、というような申し訳ないような状態なんですけれど、どうぞそこらへんもですね、早く改善していただきましてですね、要介護2になりましたと、こういうふうに緩和されましたということで、お知らせいただくとありがたいと思います。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	はい、すみません。広報津に関しましてはですね、7月16日号の広報津にですね、8月1日から緩和いたしますという形で、入れさせていただいております。それと各種、例えば民生委員さんの集まりであったりですね、自治会の集まりであったりということですね、そういった会議にですね、出させていただいて、気に留めていただくような形で現状お願いしております。 それからガイドブックに関しましては、要介護3になっとなるかも分かりませんが、2に直してですね、修正いたしていきますのでよろしくお願いいたします。
塚田会長	はい、ありがとうございます。他にございますか。 じゃあ寛委員お願いします。
寛委員	白山の寛です。 年次報告書の17ページ、「資源循環の推進」というところの「キ」のことについて、少しお伺いします。今月号の広報、8月1日付の広報に、その他プラスチックの再商品化開始ということで、とっても良い記事が載ってました。今までは、包装容器とか、それからペットボトルについては、かなり資源循環がとて進んでいたと思うんですが、その他プラスチック、その他プラ、これ今までは全部焼却をされているということになってたんですが、報告書の「キ」の最後の二行です、「また、その他プラスチックについても、今後のマテリアルリサイクルの可能性を見越し、分別の徹底を図るべく市民への啓発に努めます。」という形で令和5年度の時は書かれていました。多分これからまだ数年後だろうと、リサイクルはマテリアルリサイクル、あるいはケミカルリサイクル、あるいはサーマルリサイクル、3つの方法があると思うんですが、マテリアルリサイクルっていうなかなか難しい部分、そこが多分2、3年後かなと、こう思っておりましたんですが、結構早くこれができた、急にできたというか、それも多分、三重中央開発という新しい民間企業とのタイアップの中でできたんだと思うんですが、ただ、市民への啓発、実は私のところ明日がその他プラスチックの回収日なんですけれども、今まで

	見てると泥だらけの物とかいろんな、これらを回収して資源に循環するっていう、そこらがなかなか市民の皆さん、地域の皆さん方に認知されておりませんでしたので、汚れたままの物とか、いっぱい出てきております。こういうふうな形でリサイクルに回っていくことになった場合に、どのような啓発をし、どうしていくのがいいかということ、そして今後の見通し、一番最後の吹き出しの男性の方が、「「その他プラスチック」を単独で収集している、津市の大きな特徴です」、評価も含めて、他の状況も含めて、今後これがどのように推進し、根付いていくのか、そこらについて聞かせていただくとありがたいと思っています。
塚田会長	はい、事務局お願いします。
環境政策担当参事（兼）環境政策課長	はい、すみません。環境政策課長の西川でございます。 すみません、おっしゃる通り、その他プラスチックのマテリアルリサイクルに関しましては、これは令和5年度の部分でございますので、令和6年のですね、4月1日からですね、再資源化に向けですね、リサイクルをしております。令和4年度なんですけどもですね、プラスチックの新しい法律ができて、今までは容プラが努力義務でリサイクルをする、その他プラに関してはですね、何も特段の要件はなかったんですが、プラスチックの新プラ法（プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律）になりまして、令和4年度からですね、プラスチックに関しても努力義務でですね、リサイクルを下さいよということとなっております。 津市に関しましてはですね、言われるように、容プラとですね、その他プラという形で従前から分別を皆さんの協力によりましてですね、やっていただいとるおかげもありまして、言われるように、その他プラの再資源化がですね、スムーズに運ぶことができることになりました。今まで、おっしゃるとおり、サーマルリサイクルですね、熱であったりそういった部分の一部として使っていたやつをですね、全量リサイクルとして今、三重中央開発の方に持って行ってリサイクルさせていただいております。 出し方なんですけれども、容器包装プラスチックに関しましてはですね、出されるときにですね、汚れとったらですね、汚れたやつを取り除いて出してくださいというふうにお願ひはさせていただいておりますが、それは容器包装プラスチックに付いてしまうと、なかなか容プラに戻せなかったりですね、かなり経費がかかりますので、そういう形で今リサイクルセンターの方で取ったりしてるんですけどもですね、その他プラに関しましてはですね、そこまで汚れに関してはですね、そこまでうるさく言っておりません。三重中央開発の方でですね、まず洗浄を行いますのでですね、洗浄してからですね、全てに関してマテリアルリサイクルをやるので、汚れであれば当然そうなんですけれども、少々汚れていてもですね、その部分出していただいたらですね、マテリアルリサイクルとしてですね、ペレット化されますので、その他プラスチックという形でよろしくお願ひしたいと思います。全国でもですね、その他プラスチックのリサイクルの量っていうのが、法律の33条で大臣認定された部分の全国の市町村の中では、津市がですね、分別をしていただいているおかげでですね、1、

	500tかな、ということで仙台市とか京都市を超えてですね、仙台市なり京都市というのは100万人オーバーしてるんですが、その部分、津市の方が結構、1,500tということで集めさせていただいておるということになっておりますので、皆様の分別を今までやってきていただいたおかげでですね、結構スムーズにそういうリサイクルができとる、そういうことでございます。よろしくお願いいたします。
寛委員	ありがとうございます。全国的にも先進地ということで、今後進めて欲しいと思います。 三重中央開発というのは、場所はどこにあって、今後見学等させていただくことができるのかどうか、そこらも併せてお願いしたいと思います。
環境政策担当参事（兼）環境政策課長	場所はですね、伊賀市にございまして、見学とかは一度確認させていただきましてですね、行政が行くには全然すぐ行けるのですが、住民の方でも行っていただけるかどうか、ちょっと確認をさせていただきます。
塚田委員	はい、ありがとうございます。 他にございますか。じゃあ高山委員お願いします。
高山委員	生け垣緑化用の苗木の配布とかについて、52ページとかあるんですけども、私畑行くとき、畑は自然大切ですけど、一般の住宅の家にも生け垣が、道路狭いところ、2m50cmあるところの50cmか、ひどいとき80cmぐらい出とるところがあるもんで、もしこれ配布した後、アフターケアかなんか、LINEかなんかで、年に1回ぐらい、その生け垣、枯れたんはもう仕方ないですけど、道路とか、家から道路のはみ出しとかしてないかどうか、そういう報告もするようにした方がいいと思うんですがどうでしょうか。
塚田会長	はい、事務局お願いします。
環境政策担当参事（兼）環境政策課長	はい、すみません。環境政策課の西川でございます。配布する、これ都市計画部になるとは思うんですけども、都市計画部の方へですね、その旨ちょっとお伝えさせていただこうと思います。ちょっと今、環境部等々で、その分に関してごめんなさい、こうしていきますということがなかなか言える者がいないと思いますので、都市計画部の方へですね、意見としてご報告させていただいて、またその結果ご報告させていただきます。
塚田会長	はい、ありがとうございます。 他にございますか。金子委員、お願いします。
金子委員	三重大学の金子でございます。 先ほどのちょっとプラスチックのところで、確認なんですけど、三重中央開発の方で洗浄されているということだったんですが、出すときにより綺麗なものを出せば、洗浄の割合が少なくなって、津市の方の財政的には

	やさしくなるのか、どちらにしても洗浄は必ずしているからそのへんはあまり関係ないのか、ちょっと確認させてください。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	すみません、洗浄はですね、必ず三重中央開発でまず洗浄しますので、出されるときに関しましては当然きれいな方がですね、ごみの量が減りますのでですね、きれいな部分について出していただくというのが本当はありがたいんですけども、言われるように、少々ごみが汚れておってもですね、それでも燃えるごみで出すのではなく、その他プラに関しましてはですね、少々の部分であればですね、出していただけるような形をとっていただくというような形で…。
金子委員	のが望ましいということですね。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	のが望ましいという形で。
金子委員	わかりました。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	すみません、よろしくお願いいたします。
塚田会長	じゃあ寛委員お願いします。
寛委員	よろしいですか。伊賀市ということだったんですが、例えば明日私のところが来ます。するとパッカー車で伊賀まで運んで、今まではリサイクルセンターまでだったんですけども、かなり交通費とかそこらがかかって、費用対効果等々も含めて、そこらの検討はなされているんでしょうか。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	全てリサイクルセンターの方へですね、持って行かさせていただいてですね、リサイクルセンターから収集運搬という形で運んでございます。今言わせていただいたように、令和4年に新プラ法というのができまして、元々その他プラに関しては、努力義務にも何もなってなかったんですが、今努力義務という形でですね、その費用に関しましてはですね、特別交付金という部分の中でですね、計算されましてですね、費用に関してはほぼほぼ、かかる費用に関しては全て、国の方からですね、特別交付金という形で出していただいている、そういうふうな形ですので、経費に関しては出ていかないような部分で今やらさせていただいております。
塚田会長	はい、よろしいでしょうか。 他にございますか。はい、じゃあ津田委員お願いします。
津田委員	すみません、細かいことなんですけれども、19ページの一番最初に、

	「容器包装プラスチックの資源分別の促進」という項目の中で、「令和6年度の公表に向け作成した新たなごみ分別ガイドブック」って書かれているんですけども、これはもう各家庭に配布されているものなのか、どういう内容なのかをちょっと知りたいんですけども。というのは、いつもごみカレンダーに絵が載ってて、かなり分かりやすく表示されてるので、それを見ながらごみを捨てるんですけど、何年か前に、あいうえお順で、商品別に、この商品だったら金属の日とか何か書かれたものが、発行されたと思うんですけど、それをすごく重宝してまして、よく見るんです。それでも分からないときは私、市に電話をして、こういうのはいつ捨てますかという確認もさせていただくんですけども、あいうえお順に、商品別にどこにいつ捨てるかというのを書かれたものと、これが一致するものなのか、それじゃなかったら、そういうものはもう今後更新して発行はされないのか、とっても重宝しているので、個人的に。それをちょっとお聞きしたいと思いまして。
塚田会長	事務局お願いします。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	はい、すみません。ごみ分別ガイドブックなんですけども、ごみの分別の一部、不燃とですね、金属と一緒に出していただけるという形で、今年の5月からですね、ごみ分別のやり方を変えましたものでですね、このごみ分別ガイドブックもですね、新たに今作成をいたしました。言われるように、従前はですね、皆様家庭に一つ一つ、お配りさせていただいてですね、見ていただいておったかと思うんですが、すみません、ちょっと脱炭素の関係であるとかですね、そういった部分もございまして、各家庭に一枚ずつということの配布は今回やっておらずですね、市のホームページであるとかですね、「さんあ〜る」というアプリなんですけど、それを見ていただくとですね、飛んでいけるような形になってございます。ごみカレンダーのところにですね、多分右上にですね、QRコードを付けとったかと思うんですけども、そのQRコードをやっていただくとですね、そのごみ分別ガイドブックに飛んでいくことになってございますのでですね、詳細に関しましてはですね、ちょっとホームページ等々でご覧いただけたら、今まであいうえお順で分けてあるですね、新しいガイドブックに飛びますので、そこでご確認いただけたらと思います。令和6年度ですので、今もう既に公表してございますのでですね、すみません、本来であれば家庭に一つ一つ配るのが一番いいのかと思うんですが、紙の資源の部分という形をとりましてですね、ホームページでの公表で。もし必要であればですね、家庭で印刷はできるような形にさせていただいておりますので、もしそれが使い勝手がいいというのであればですね、家庭の方でプリントいただけたらと思っております。よろしくお願いします。
津田委員	はい、ありがとうございます。確認してみます。
塚田会長	はい、ありがとうございます。他にございますか。

北村副会長	よろしいですか。
塚田会長	じゃあ、北村委員。
北村副会長	21ページのスーパー等の民間エコ・ステーションの回収状況で、調査をしたということですが、その結果の方はいかがでしたのでしょうか。教えてください。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	すみません、調査しておるんですけども、手持ちでですね、調査結果の内容とかを持っておりませんのでですね、ちょっとまたどういう結果だったのかを後日というか、もし分かるのであれば今もう一回出しますし、分からないようであれば、後日どういう結果だったかというのを報告させていただきます。
塚田会長	はい、他に何かございますか。ございませんか。 先ほどの三重中央開発さんのところで、私も興味深く伺ってたんですが、コスト的には補助金で今はオッケーだというのは分かったんですけど、運搬でエネルギーが要るじゃないですか、エネルギー的にどうなのかなということが一番やっぱり大事なはずなんですよね、これってね。そういう試算みたいなことは何かありますか。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	CO2のですね、削減に関しましてはですね、全量1,500tの部分です、その他プラスチックをマテリアルリサイクルいたしますので、1,500tの内、多分55%ぐらい、ちょっと今手元にはないんですけどもですね、CO2の削減という形の計算はさせていただいております、言われるように、燃料費のCO2と比べましてもですね、その分よりはですね、CO2の削減には効果的であるというような試算は出させていただいているところでございます。ちょっと詳細どんだけという部分は持っていないんですけども、すみません。
塚田会長	ありがとうございます。またそれも何かの形で出していただいたら、よりごみを出す人が納得して出せるんじゃないかと思います。 あともう一点、容器プラとその他プラは行先がどう違っているのかもちょっと未だに分かってないんですけども、リサイクルのされ方といいますか、教えていただけますか。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	容器プラに関しましてはですね、元々その容器プラを製造されているというか、販売の例えば企業さんとかがですね、その責任を負うという形がございまして、容器プラに関してはですね、99%が企業さんがリサイクルするのにですね、企業さんの費用をもってですね、リサイクルをするという形になってございまして、1%が津市の負担ということになっております。 その他プラに関しましてはですね、市が責務がございまして、市の費用でリサイクルをする必要がございまして、そのへんが大きな違いになっ

	ております。 あと、容プラはですね、容リ協といいまして、容器包装リサイクル協会という部分のところで全てそちらに出させていただいてですね、約55%ぐらいはリサイクルという形で出させております。その他プラスチックは言うように三重中央開発という形でリサイクルをするのに分けております。
塚田会長	ありがとうございました。で、両方とも55%ぐらいということなんですかね、そのリサイクル率っていうのは。
環境部長	率としては。
塚田会長	はい、ありがとうございました。 じゃあ、金子委員。
金子委員	容器の方のリサイクル、55%は熱のリサイクルにいつているんでしょうか、いわゆる集まったあとのリサイクル、なんの形でリサイクルされるのか興味があって、教えてください。
環境施設担当 参事(兼)環境 施設課長	環境施設課長でございます。基本的に容器包装プラスチックにつきましては、パレットとかですね、そういうのが主なリサイクルになっております、現在は。
金子委員	ありがとうございます。
塚田会長	はい、何か資料が来たようです。お答えいただけますか。
環境政策担当 参事(兼)環境 政策課長	すみません、先ほどのですね、市内回収の総重量ということでですね、民間のエコ・ステーションの収集量等の調査把握ということで、合計の総重量とかですね、例えば新聞であるとか雑誌であるとかダンボールであるとか紙パックであるとか、その他細かくですね、分かれた部分の調査をしておりますのでですね、これまた皆様に配布、こういう部分でってことで資料を帰りまでにコピーさせていただきましてですね、配布させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。 それからすみません、先ほど、三重中央開発の部分なんですけどもですね、申し訳ない、個人とかグループに関しての視察っていうのは現在やってないとのことでございます。 それとすみません、再商品化によってですね、その他プラスチックでですね、CO₂の削減量なんですけども、再商品化を行わない場合、今まで燃やした場合はですね、4, 155 t CO₂があったのがですね、再商品化することによって、1, 112 t CO₂になるということで、約3, 043 t CO₂、73%削減されておましてですね、1 t CO₂で25 mプール1杯分の体積に相当いたしますので、大体3, 000倍、倍というんですかね、25 mプールが3, 000個分ぐらいのCO₂の削減に今

	それをやることでなっておるという、そんな試算になっております。
塚田会長	はい、ありがとうございます。他に何かございますか。よろしいですか。私じゃあ、もうちょっと伺います。 一つはですね、6ページの外来種の話なんですけど、これは津市さんで防除計画に則って罌を貸し出したりとかしていると思うんですよね、アライグマとかヌートリア。今もまだやっておられるのかなと思うんですけど、実績としてどれぐらい捕獲されているのか教えてくださいませんか。
農林水産政策課農業振興担当主幹	すみません、農林水産政策課です。 現在もですね、アライグマ等の捕獲檻の貸し出しをさせていただいております。捕獲の件数につきましてはちょっと今資料がありませんので分かりませんが、令和6年度に入りましても、随時連絡がありまして、捕獲檻の貸し出しをさせてもらっている状況でございます。
塚田会長	ありがとうございます。何頭とか知る方法は今のところないということですかね。
農林水産政策課農業振興担当主幹	今ちょっと数字を持ってませんもので、戻れば何頭かというのは分かります。
塚田会長	いや、別にいいんですけど、分かるようにしていただいたらいいかなと。ウェブサイトとか何かでね。 他にございませんか。何かないですか。 はい、お願いします。猪岡委員。
猪岡委員	はい、中部地方環境事務所の猪岡でございます。ちょっとこれ、どちらかという感想になるのですが、よろしいでしょうか。 いろいろ施策を個に見せていただいておりますが、個別のことについては地域のことで分からないこともあるのでそこは発言を控えさせていただきたいと思うんですけれども、いくつか施策を見たときにですね、結構一個一個の施策っていうのは連携してると思うんですけれども、ここらへんのそれぞれ、例えばですね、生物多様性にしてもですね、里地・里山、あとは森林環境の保全等ですね、あるんですけれども、これっていうのは横での連携が取れるような話かなと思うんですけれども、この報告書ですとそれぞれ個別のご報告のみたいな形になって、そのへんの連携とかは見えないんですけれども、このへんは何か連携してですね、一つのことで二つ解決するとか、そういったものはあるんでしょうか。 ちょっと答えにくいと思いますので…。
環境部次長	よろしいですか、すみません、環境部次長の岡でございます。先ほど6ページからの生物多様性であったり、その次の里地・里山・里海ということで、それぞれの所属部署という形で主体はいろんな、載せさせていただ

	いてますが、講座であったり、いろんな学習会であったりというイベントであったりっていうのはしてるんですけども、基本的に市民活動団体さんっていうのが生物多様性ということで、環境保全課の中の範疇にもなるんですが、先ほど冒頭で説明させていただいたときに、カーボンニュートラルのプラットフォームというところにも参画していただいて、地域脱炭素であったりそういう部分でのそれぞれの担当の所で、動きを把握したり、連携をしたり、後はいろんな学習会も、環境保全課、環境政策課ということで、環境学習センターっていうのをベースにいろんな形での、こういうふうな学習ということも、啓発的な部分になっちゃうんですけども、そういうところの連携は単独部署じゃなくて、連携とつとるという形でやらせていただいています。
猪岡委員	ありがとうございました。他の自治体でもですね、やはり行政の中で縦割りが強くて、同じテーマであってもですね、なかなか部署間で話ができない、他の部署の案件に触れるようなことだとアンタッチャブルだとかですね、そういう話が結構何か所か聞かれたものですから、ちょっとそれで確認させていただきました。ありがとうございます。
塚田会長	ありがとうございました。今のに関連して私も言わせていただくと、それぞれの部署さんに環境に関する何を何かないですかと出していただいたものをホッチキスでまとめているなという印象が非常に強い。これそうなんですか、というふうなことも実際あると思うんですよ。私、農学の系統の者なんですけど、例えば農地の集約をして大規模化するとか、機械に補助金を与えるとか、こういうふうなこと、もちろんそういうふうな見た目の環境が好きな人もいると思うけれども、一方で三面張りの排水路にしてしまうとか、いろいろなことによって生物多様性が失われていくということもいっぱいあると思います。だからそのまんま、なんでもこれも環境にいいですよと言ってしまふんじゃなくて、猪岡さん言われたように、それぞれでチェックし合うと言いますか、そういうふうなことも大事じゃないかなと思いながら見ておりました。よろしくお願いします。 それと、もう一点だけ言わせていただくと、そういう点で言うと今まで、今日ご欠席の木村委員も言うておられましたけれど、TNRですね、猫のTNR、これは僕やっぱりどうしても納得いかない部分がありまして、施策体系でいうと、「衛生的な生活環境の保全」というところに《愛護動物の適正飼養》とかそんなのが入っている、ここに多分TNRが入っているんですけども、猫って動物愛護法（動物の愛護及び管理に関する法律）の5つぐらいの中に入っているから、市としていろいろやりにくいというのは分かりますが、すごくかわいいんですけども、かわいいっていうことを除外して考えれば、特定外来生物に入れるべき、ものすごい悪影響がある生き物なんですよ、野外では。飼育してる室内飼いには誰も文句言えないし、言わないと思いますが、わざわざ放している、もちろん不妊にして放しているんですけども、そういうふうなことをする意味があるのか。捕まえてくるのはいいですよ、でもわざわざ放すってどうなんやなっていうふうなことはやっぱり、どうしても考えてしまいますね。

環境保全課長	それと、これについては所有権がどなたかにあるのか、っていうことをお聞きしたいですね。TNRでそこらへんにいる猫について、どなたかの所有物で、どなたかがそれについて責任を持っておられるのかということをお尋ねしたいんですけれども、どうでしょうか。 すみません、環境保全課の伊藤でございます。 なかなかちょっと委員ご質問の件、どなたかの所有かという話になってくるんですけれど、飼われているというものであれば、飼い主のものになるかと思います。飼い主さんも当然そういう主張をされるかと思うので。人間が関わっている猫については、猫全般に関してはブレーンの動物愛護法という法律がありますので、愛護動物として扱われてます。なので、TNRでいったん放すっていうのは、要は駆除対象に法律上になってないというふうに考えます。じゃあ所有者不明猫というか、俗に言う野良猫はどういう扱いになっているのかというのは、多分自然環境のものというふうに考えるのか、無主物、法律上のなんらかに属してないものということになるのかなと思います。ですので、誰かのものって分からない猫については駆除ではなくて、避妊・去勢した上でリリースするというふうになっているものと考えられます。 ちょっと今の法律上の話になるんですが、ペットショップとかで売られている猫については今、マイクロチップの導入が義務付けられています。これは犬も猫も、犬は狂犬病予防法という法律もありますのでなんですが、動物愛護法の方でマイクロチップの導入が義務付けられているので、ある程度その区別はつくのかな、誰の持ちものというふうな話になってくると、もうちょっと整理がつかのかなというふうに思います。法律上の話で、ちょっとどういう表現していいかっていうのも難しいんですけども、いわゆる俗に言われる野良猫については無主物ということになるのかなと思います。ちょっと、何とも返答し難くて申し訳ないんですけれども、以上です。
塚田会長	いや、なんて言うんですかね、でもそれってすごく大事なことだと思うんですよね。家の庭にしょっちゅう猫がフンしていくんです。腹立って腹立ってしょうがないんですが、その責任誰が取ってくれるのかっていう話をしてるんです。わざわざ、TNRだけど放している。それも別に持ち主がいらないから、例えば私、罽獵の免許を持てますけれども、狩獵の対象と思っていいんですかっていう。
環境保全課長	すみません、ちょっと猫は狩獵の対象には…。
塚田会長	いや、ノネコは狩獵の対象です。ノイヌもね。
環境保全課長	野犬に関しては、もし見つけたら保健所が捕まえることに、どちらにしても県の部分ではあるので、ちょっと返答し難い部分があるんですけども、野犬は保健所が必ず捕まえることに、これは狂犬病予防法でちゃんと法律上義務付けられてますので、そこは間違いございません。

	猫に関しては、駆除するって話、県も動物愛護管理推進計画の中で、駆除するという考え方にはなってませんので、全体の中だと方針に沿ってますので、ちょっと私どもとしても県の方針に従ってというか、県の方針に沿って動いているという状況ではございます。
塚田会長	なんか津市は中核市に移行する権利もあるはずやけど、されてないから県の下請けをされているというふうな理解をしておりますけれども、まあそれはともかく、所有者がいらないノネコであれば別に捕ってもいいんですよ、ノイヌもね。だから保健所がどうかというのは全く別の話なんですけど、そういうふうにとられてよろしいんですかね。誰も餌付けもしてないし、所有者もいないし、ですよ。
環境保全課長	すみません、それは駆除するっていう考え方…。
塚田会長	いや、別に食べてもいいし、三味線の材料にしてもいいんですよ、それは。
環境保全課長	環境保全課の伊藤でございます。すみません、ちょっとその返答はですね、ちょっと私から今ご返答しにくくてというか、申し訳ございません、私の知識が足りないのかも知れませんが、動物虐待とかっていうふうなことに該当しないのか、ちょっと私が判断できないので、今のご質問は市から県の方にいっぺん聞いてみたいと思います。
塚田会長	聞いてください。でも虐待とかとは全然違うんですよ。例えばアライグマでも、哺乳類なので虐待したらそれは犯罪ですよ、だけど防除計画に従って、捕獲して燃やしてはるわけですよ、津市はね。だから猫だって虐待するとかじゃなくって、狩ったりすることはできるんですよ。
環境保全課長	すみません、それは鳥獣保護管理法（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律）上、駆除対象にできるかどうかという話になってくると思うんですけど…。
塚田会長	駆除じゃありません。狩猟動物、哺乳類が何種類かあって、その中に鹿とか猪とか、ノイヌもノネコも入っています。例えば猿は入ってない。それは決まってますから。
環境保全課長	ちょっと、それも含めて一度確認をさせてもらいたいと思います。
金子委員	狩猟のあれには入っていると私も思います。
塚田会長	はい、聞いていただいてですね、そういうことをちょっと整理していただきたいんです。TNRというものが、どういう法的な根拠でいろいろやっておられるのか、しっかりと責任の所在も含めてですね、県と相談していただきたいなと思います。よろしくお願いします。

環境政策課地域脱炭素担当副参事	すみません、他にございますか。いいですか。 そしたらですね、意見もそろそろ尽きたようですので、事務局におかれましては、出た意見を尊重して、環境施策に生かしていただきたいというふうに思います。 それでは、次に、事項2「その他」ですが、事務局から何かございますか。
	すみません、地域脱炭素推進担当副参事の吉田でございます。 皆様ですね、お手元の方にお配りさせていただきました津市地球温暖化対策実行計画、令和6年の3月に改定したものでございます。こちらですね、令和3年にですね、国の方が、地球温暖化対策計画及び政府実行計画がですね、改定されまして、目標値が上がりました。それに伴いまして、三重県さんの方でもですね、三重県地球温暖化対策総合計画の区域施策編、事務事業編の計画値が上がりました。そのことに伴いまして、津市の計画値も上げさせていただいたというものでございますので、また参考までにご覧いただければと思います。 あとすみません、一つ宣伝をさせてください。私、地域脱炭素の推進担当なんですけども、津市の方ですね、今年啓発物品としまして、このバッグと、それとですね、海洋プラスチックで作ったボールペン、これをですね、いろんな研修の場とかですね、そういった場でですね、配らせていただきます。今日皆様にもお配りさせていただきましたので、また業務等でですね、使っていただければと思います。以上でございます。
塚田会長	はい、ありがとうございます。 委員の皆様、他に何かございますか。今言っとくこと、特にないですか。特になければ、事項2についても、終了したいと思います。 事務局から事務連絡ありますか。
農林水産政策課農業振興担当主幹	農林水産政策課です。先ほどのご質問の小動物のヌートリアの捕獲頭数とかですけども、令和5年度はヌートリアは0頭になっております。アライグマの方は192頭捕獲をしております。
塚田会長	はい、ありがとうございます。では、事務連絡お願いできますか。
環境政策担当参事（兼）環境政策課長	はい、本日はですね、この年次報告書につきまして、ご審議いただきまして、誠にありがとうございます。 時間の都合もありまして、まだまだご意見等あるかと思いますが、ご意見がですね、もしあるようでしたらですね、今お手元に配布させていただいております意見シートにですね、8月5日を目処にご意見いただければ幸いです。提出につきましてはですね、ファックスでもEメールでも結構ですし、様式についても、意見シートにこだわりなくですね、自由様式で結構でございますので、ファックス番号、Eメールアドレスはですね、意見シートの下段に記載しております。よろしく願いしたいと思います。

	すみません、先ほどの市内の回収店舗の総重量ということで、帰り皆さんにお配りをさせていただくんですが、合計店舗で、個々のあれは入っていないんですけどもですね、そういう形ですみません、ちょっと配らせていただきます。
塚田会長	これでよろしいですか。
環境政策担当 参事（兼）環境 政策課長	はい、ありがとうございます。
塚田会長	はい、ありがとうございました。じゃあ、他に無いようですので、以上で本日の事項がすべて終了したことになります。 これで、「令和6年度 第1回津市環境審議会」を終了したいと思います。ありがとうございます。